

# 県営水道所轄区域における

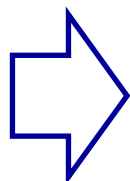


## 給水工事申請に添付する図書の一部が

### 変更になります。

(変更前)

- 給水証明  
別記第1号様式  
(建築確認済書)



(変更後) ※各写し

- 建築基準法に基づく「確認済証」  
+
- 「確認申請書の2面、3面」  
又は
- 「建築計画概要書の1面、2面」

## 平成21年10月1日から変更になります

●給水工事に係る手順のご相談は、以下の水道営業所をお願いします。

各水道営業所の連絡先 (管轄区域は裏面を参照ください。)

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 【相模原水道営業所】<br>給水課  | 〒229-0036 相模原市富士見 6-5-8 相模原合同庁舎内<br>(電話：042-755-1132) ※合同庁舎代表 |
| 【相模原南水道営業所】<br>給水課 | 〒228-0803 相模原市相模大野 6-3-1 高相合同庁舎内<br>(電話：042-745-1111) ※合同庁舎代表 |
| 【津久井水道営業所】<br>工務課  | 〒220-0207 相模原市津久井町中野 252-1<br>(電話：042-784-4822)               |
| 【鎌倉水道営業所】<br>給水課   | 〒248-0012 鎌倉市御成町 12-18<br>(電話：0467-22-6200)                   |
| 【藤沢水道営業所】<br>給水課   | 〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-6-2<br>(電話：0466-27-1211)                  |
| 【茅ヶ崎水道営業所】<br>給水課  | 〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22<br>(電話：0467-52-6151)                  |
| 【平塚水道営業所】<br>給水課   | 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 平塚合同庁舎内<br>(電話：0463-22-2711) ※合同庁舎代表   |
| 【厚木水道営業所】<br>給水課   | 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎内<br>(電話：046-224-1111) ※          |
| 【海老名水道営業所】<br>給水課  | 〒243-0434 海老名市上郷 717<br>(電話：046-234-4111)                     |
| 【大和水道営業所】<br>給水課   | 〒242-0005 大和市西鶴間 3-12-18<br>(電話：046-261-3256)                 |
| 【箱根水道営業所】<br>工務課   | 〒250-0401 足柄下郡箱根町宮城野 626-11<br>(電話：0460-82-4306)              |

| 各水道営業所名   | 管轄区域  |
|-----------|---|
| 相模原水道営業所  | 相模原市（相模原南水道営業所管内、津久井水道営業所管内を除く。）  |
| 相模原南水道営業所 | 相模原市のうち西大沼一丁目～五丁目、東大沼一丁目～四丁目、若松一丁目～六丁目、大野台一丁目～二丁目、大野台三丁目（1番から12番までを除く。）、大野台四丁目～八丁目、鶴野森一丁目～三丁目、古淵一丁目～六丁目、栄町、豊町、旭町、文京一丁目～二丁目、御園一丁目～五丁目、上鶴間一丁目～八丁目、上鶴間本町一丁目～九丁目、相模大野一丁目～九丁目、磯部、新磯野、新磯野一丁目～五丁目、北里二丁目、新戸、南台一丁目～六丁目、相模台一丁目～七丁目、双葉一丁目～二丁目、桜台、相模台団地、麻溝台一丁目（1番、2番、4番、12番及び13番を除く。）、麻溝台二丁目～六丁目、麻溝台七丁目（1番及び2番を除く。）、麻溝台八丁目、麻溝台（2,818番地、2,820番地から2,838番地まで、2,840番地から2,863番地まで、2,973番地から3,005番地まで、3,007番地、3,053番地から3,055番地まで及び3,058番地から3,075番地までに限る。）、相武台一丁目～三丁目、相武台団地一丁目～二丁目、松が枝町、相南一丁目～四丁目、東林間一丁目～八丁目に限る。 |
| 津久井水道営業所  | 相模原市（城山町、津久井町（青根を除く。）、相模湖町及び藤野町（小淵、吉野（1,691番から2,109番までを除く。）、沢井（1,746番から2,243番まで、2,507番から2,609番まで及び2,617番から2,631番までを除く。）、名倉（657番から772番まで、1,657番から2,161番まで及び2,743番から4,142番までを除く。）、日連（1,116番から1,146番まで、1,202番から1,212番まで及び2,098番から2,770番までを除く。）、牧野（4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までに限る。）及び佐野川に限る。）に限る。）   |
| 鎌倉水道営業所   | 鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町（上山口のうち1,560番10、1,560番35から40まで、1,560番43から49まで、1,560番74、1,560番84、1,560番86、1,560番88、1,560番89、1,560番91、1,560番93、1,560番97、1,560番104、1,560番105、1,560番108、1,560番110、1,560番112、1,560番120、1,560番122、1,560番123、1,560番126、1,560番127、1,560番131、1,560番132、1,560番151、2,057番18、2,057番21、2,057番23、2,057番26、2,094番2、2,094番5、2,108番11、2,108番12、2,108番14から17まで、2,108番19から25及び2,108番41並びに下山口のうち1番1、1番6、1番10、1番12、1番14から17まで、1番21から31まで、1番35、1番37、7番4、7番7から10まで、7番13、20番3から6まで及び20番8を除く。）           |
| 藤沢水道営業所   | 藤沢市   |
| 茅ヶ崎水道営業所  | 平塚市のうち須賀（上彦右衛門新田及び下彦右衛門新田）及び馬入（三谷前、三谷後、中島境及び大道下）、茅ヶ崎市、高座郡寒川町  |
| 平塚水道営業所   | 平塚市（須賀（上彦右衛門新田及び下彦右衛門新田）、馬入（三谷前、三谷後、中島境及び大道下）及び土屋（遠藤原）を除く。）<br>小田原市のうち小船、中村原、沼代、上町、小竹、山西、前川（1番地から245番地まで及び1,580番地から1,595番地までを除く。）、羽根尾、東ヶ丘、川匂、国府津四丁目（1番1号の一部に限る。）及び国府津五丁目（1番から6番までを除く。）に限る。中郡大磯町、二宮町   |
| 厚木水道営業所   | 厚木市、伊勢原市及び愛甲郡愛川町のうち中津（吹上、桜台、下菅原、諏訪前、諏訪、諏訪東、上六倉、一ツ井、上菅原、大塚前、下大塚、大塚、大塚下、及び下六倉）、角田（箕輪下原）及び春日台  |
| 海老名水道営業所  | 海老名市及び綾瀬市   |
| 大和水道営業所   | 大和市   |
| 箱根水道営業所   | 足柄下郡箱根町のうち仙石原、宮城野、強羅、木賀（木賀、新田及び川向）及び元箱根（旧札場、三右エ門平、禅月山及び神宮山）   |